徳島県告示第四十三号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年五月二十七日から施行する。

令和元年五月二十日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一の３の㈢の表問屋町支店の項中「徳島市問屋町」を「徳島市二軒屋町三丁目」に改める。